

調査の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、就業・不就業の実態をいろいろな観点からとらえ、日本の就業構造を全国だけでなく、地域別にも詳細を明らかにし、国や都道府県における雇用政策、経済政策などの各種行政施策立案の基礎資料を得ることや学術研究のための利用に資することを目的としている。

この調査は、昭和31年の第1回調査以来ほぼ3年毎に実施してきたが、57年以降は5年毎に実施しており、今回は15回目に当たる。

2 調査の期日

平成19年10月1日午前零時現在で行った。

3 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成17年国勢調査調査区の中から、総務大臣が指定する全国約3万調査区において調査を行った。このうち、本県では、全市町で合わせて491調査区が対象となった。

(2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（1の世帯が居住することができる建物または建物の一部をいう。）に居住する約45万世帯の15歳以上の世帯員約100万人を調査対象とした。このうち、福井県では、約7千9百世帯、約2万人が調査対象となった。

ただし、次に掲げる者は除いた。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む）
- イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
- ウ 自衛隊の営舎内または艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者

4 調査の事項

15歳以上の世帯員に関するもの及び世帯に関するものから成っており、次の事項を調査した。

(1) 15歳以上の世帯員に関する事項

ア 全員について

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続柄、出生の年月、在学・卒業等教育の状況、1年前の常住地、ふだんの就業・不就業状態、職業訓練・自己啓発の有無、職業訓練・自己啓発の種類及び9月末1週間の就業・不就業状態

イ 有業者について

(ア) 主な仕事について

従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の経営組織、勤め先の名称、起業の有無、

勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、転職又は追加就業等の希望の有無、就業時間延長等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業開始の時期、就業開始の理由、1年前の就業・不就業状態及び前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

従業上の地位及び勤め先の事業の内容

(ウ) 前職について

離職の時期、離職の理由、従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、就業継続年月、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・雇用形態

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態及び就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期、離職の理由、従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、就業継続年月、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・雇用形態

(2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員、15歳以上世帯人員、世帯の収入の種類及び世帯全体の年間収入

5 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省－都道府県－市町－統計調査員－調査世帯の流れで行った。

(2) 調査の実施

ア 調査員（調査員事務を民間事業者に委託して行う場合は当該民間事業所及びその民間事業所に使用される者）が、調査票を調査対象世帯に配布・収集し、質問することにより行った。

イ 調査票は、世帯員に関する事項は世帯員各人が記入し、世帯に関する事項は世帯主が記入した。

6 結果の推定方法

本調査は抽出調査であるが、結果数値は、線型推計を行った上で、平成19年10月1日現在の都道府県、男女、年齢階級、単身・非単身別の人口を基準人口とする比推定法に拠った。

7 集計及び結果の公表

集計は、独立行政法人統計センターで行った。

集計結果は、総務省統計局でとりまとめ公表した。（平成20年7月3日）